

たっくすニュースフラッシュ

冬号第4号(個人様向け)
2000年12月

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
女性の年金、種別変更にご注意を!	1

ご挨拶

町中の飾りが、クリスマス一色に彩られている今日この頃、いよいよ今世紀も残すところわずかとなってしまいました。皆様の今世紀はいかがなものだったのでしょうか? 来る21世紀が、皆様そして当事務所にとっても実り多き時代であることを祈っております。

この年末年始は、皆様も時間のゆとりが多少あるかと思いましたが、ご家族で見直しをしていただける事項を話題として取り上げました。これを機会に、その他家計に関しても見直しをじっくりなさってみてはいかがでしょうか?

内容に関する御要望・御不満等ございましたら御遠慮なさらずご意見を伺わせてください。 よろしく願いいたします。

公認会計士・ファイナンシャルプランナー 中村元彦

公認会計士・ファイナンシャルプランナー 中村友理香



中村公認会計士事務所

〒336-0001

埼玉県浦和市常盤

1-5-22-803

TEL

048-834-1598

FAX

048-834-1594

ホームページ

[http://homepage2.nifty.com/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

my-naka/

女性の年金、種別変更にご注意を!

20歳以上のすべての国民が加入する国民年金で、サラリーマンの妻が自らの離婚や夫の転職時に市区町村に届け出をせず、年金を満額受け取ることができない事例が発生しています。

これは、それぞれの資格が変わるごとに「種別変更届」等の提出を行わなくてはならないのですが、それを知らないがために手続きを行わない結果、受給資格に空白が生じてしまい、年金の一部が減額となってしまおうという事態が生じているためです。次頁で国民年金の被保険者の資格、1号・2号・3号の3種類について表にまとめてみましたので、参考にしてください。

女性が市区町村に年金の「種別変更届」を出さなければいけないケース例

資格の異動	具体例
1号 3号	20歳以上の家事手伝い女性が結婚して、サラリーマンの専業主婦へ
2号 3号	OLが結婚のために退職し、サラリーマンの専業主婦へ
3号 1号	夫が退職、ないし夫と離婚した場合
3号 3号	夫が転職したとき「種別確認届」の提出が必要
2号 1号	OLが結婚のために退職し、自営業者の妻へ

第1号被保険者 - - 厚生年金に加入していない20歳から60歳の自営業者とその人に扶養されている配偶者

国民年金の保険料を支払う必要があります

第2号被保険者 - - OL、サラリーマンなどの厚生年金、共済年金加入者

厚生年金(共済年金)保険料を支払う必要があります

第3号被保険者 - - 第2号被保険者に扶養されている20歳から60歳の配偶者など(但し年収が130万円未満)

保険料の支払いは必要ありません



ここで注意したいのが、同じ専業主婦でもサラリーマンの妻なら3号扱いとなり、年金保険料を支払う義務はないのですが、自営業者の妻であると1号扱いとなり、夫とはまた別に自分の分の年金保険料を支払う義務が生じてくることです。

現在、国民年金は20歳から60歳までの40年間保険料を支払うと、年額約80万円受け取れることになっています。上記の変更手続きを怠ると、その40年間に空白期間が生じ、年金を満額受け取ることができないことになってしまうのです。2年前まではさかのぼって手続きができますので、もしこの記事を読んで、お気づきの方は、早めに手続きを行うことをおすすめします。その際一番確実に加入歴を確認できるのは、社会保険事務所といえます。最寄りの社会保険事務所へ、年金手帳を持参し、問い合わせしてみたいかがでしょうか。

なお社会保険事務所では、年金の受け取りがいくらになるかという具体的な質問にも対応していますので、老後の年金見込額を知りたい方も活用できる相談窓口といえます。

今後、老後のための資産運用は自己責任となってきますので、社会保険事務所以外にも、郵政省の「暮らしの相談センター」、社会保険庁の「社会保険業務センター」、市区町村の「市民相談」など、無料相談所を上手に活用し、老後設計の味方・情報源を一つでも増やして試してみたいかがでしょうか。もちろん、当事務所がまず皆様の安心できる相談窓口として控えておりますので、ご遠慮なさらずご相談ください。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。